

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

目次

● 相談窓口

- No.1 受診・相談センター(コールセンター)
- No.2 聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口
[受診・相談センター(コールセンター)]
- No.3 新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター
- No.4 新型コロナウイルス感染症に関する
こころの電話相談 (はあとライン・ナイトライン)
- No.5 仙台いのち支えるLINE相談
- No.6 暮らし支える総合相談
- No.7 外国人住民に対する多言語による情報発信
- No.8 みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル
- No.9 仙台市市民相談【人権相談】
- No.10 労働相談

● 生活支援

- No.11 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)
- No.12 子育て世帯生活支援給付金(仮称)
- No.13 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- No.14 雇用保険の基本手当における給付日数の延長に関する特例
- No.15 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付
- No.16 生活福祉資金貸付制度における総合支援資金の特例貸付
- No.17 市営住宅の一時提供
- No.18 生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援
- No.19 住居確保給付金
- No.20 生活保護
- No.21 高齢者の健康維持
- No.22 定期予防接種の特例制度
- No.23 運転免許証の有効期限の延長措置等
- No.24 就学援助制度

学生向け
メニュー

- No.25 高等教育の修学支援新制度
- No.26 緊急採用・応急採用 (第一種奨学金・第二種奨学金)
- No.27 奨学金の減額返還
- No.28 奨学金の返還期限猶予

● 公共料金

- No.29 水道料金・下水道使用料の
支払い猶予
- No.30 ガス料金の支払い相談

● 税金

- No.31 市税の納税猶予
- No.32 個人市県民税の減免
- No.33 国税の納税猶予
- No.34 県税の納税猶予

● 社会保障

- No.35 国民健康保険料の減免
- No.36 後期高齢者医療保険料の減免
- No.37 国民年金保険料の免除・納付猶予
- No.38 国民健康保険傷病手当金
- No.39 後期高齢者医療傷病手当金
- No.40 要介護認定期間の合算
- No.41 障害支援区分認定有効期間の延長

● 家庭学習支援

- No.42 おうちでチャレンジ・ラボ,
中学生向け理科学習動画,
小学生向け理科学習動画
- No.43 子どもの家庭学習(食育)支援

● 子育て支援

- No.44 新生児臨時特別給付金
- No.45 妊婦の方に向けた情報提供
- No.46 新型コロナウイルスの感染拡大で
不安を抱える妊産婦の電話相談窓口
- No.47 不安を抱える妊婦の方への
出産前新型コロナウイルス検査
- No.48 不妊に悩む方への特定治療支援に係る
年齢要件の緩和及び所得要件の取扱い変更
- No.49 仙台市母子・父子家庭医療費助成
新型コロナウイルス感染症による特例措置

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
	国	県	市				
相談窓口				受診・相談センター（コールセンター）	次のいずれかに該当する方はかかりつけ医または「受診・相談センター（コールセンター）」にご相談ください。 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。 症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。 ※以上に該当しない場合のご相談も可能です。		TEL：022-398-9211 （24時間受付） 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 （24時間受付） ○タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・ヒンディー語 （平日 8：30～18：00受付）
				聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口 〔受診・相談センター（コールセンター）〕	聴覚や言語に障害がある方からの健康相談をファクス、メールでお受けしています。（聴覚や言語に障害のある方を対象にしていますので、対象外の方は電話での相談をお願いします）。		FAX：022-200-2965 （24時間受付） メール：sodan-corona@medi-staffsup.com （毎日 8：30～17：15） ※お急ぎの方は、ファクスをご利用ください。
				新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター	新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせをお受けします。		TEL：0570-05-5670 （受付時間 8：30～19：00） ※土日祝日も受付 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語
				新型コロナウイルス感染症に関するところの電話相談（はあとライン・ナイトライン）	新型コロナウイルス感染症に関するところの相談をお受けしています。 ・匿名で相談可能です。 ・新型コロナウイルス感染症に限らず一般的な心の悩みについてのご相談もお受けしています。		・はあとライン TEL：022-265-2229 （平日 10：00～12：00、13：00～16：00） ・ナイトライン TEL：022-217-2279 （年中無休 18：00～22：00）
				仙台いのち支えるLINE相談	SNSを活用し、新型コロナウイルス感染症を背景とした問題を含む、様々な困りごとや悩みに応じた相談対応や、適切な相談窓口の紹介を行います。 ※現在、事情によりLINEに代わり、Webチャットでのご相談をお受けしています。LINEでの相談を再開する際には、市ホームページなどでお知らせいたします。	・受付日時：日曜・月曜・祝日・祝翌日午後6時～9時 ・利用方法：Webチャットの専用ページから相談内容を送信 市ホームページ「仙台いのち支えるLINE相談」 https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkoto/fukushi/kenkoiryo/sodan/sendaichisasaerulinesoudan.html	健康福祉局障害者支援課 TEL：022-214-8165

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
6	相談窓口			○	暮らし支える総合相談	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活上の様々な困りごとを抱える市民の方を対象に、その内容に応じて弁護士や臨床心理士、社会保険労務士、司法書士等の専門家が相談に応じ、問題の解決に向けたアドバイスを行います。また、専門家のアドバイスを踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援を行います。	ご相談は予約制となります。 電話にてお申し込みください。 市ホームページ「暮らし支える総合相談」 https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kurashisaeru.html	(一社) パーソナルサポートセンター TEL : 022-395-8865 (平日 9 : 00～18 : 00)
7				○	外国人住民に対する多言語による情報発信	市ホームページ及び(公財)仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を多言語で提供しています。 仙台多文化共生センター(運営:(公財)仙台観光国際協会)において、新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援施策等の情報提供や専門の相談窓口の紹介、通訳支援を行っています。	市ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症について(外国人住民の皆さまへ)」 https://www.city.sendai.jp/koryu/foreignlanguage/jp/news/coronavirus.html (公財)仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイト http://int.sentia-sendai.jp/j/ 仙台多文化共生センターウェブサイト http://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/index.php	・文化観光局交流企画課 TEL : 022-214-1252 ・(公財)仙台観光国際協会国際化事業部 TEL : 022-268-6260 ・仙台多文化共生センター TEL : 022-265-2471
8			○		みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染者やその関係者の方々が差別や偏見、誹謗中傷などにさらされる事例が見受けられることから、電話相談をお受けしています。社会福祉士が相談に応じ、必要に応じて、法務局や労働局、警察、弁護士会などの関係機関の窓口をご紹介します。 【対象者】 宮城県内において新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等の被害を受けている方及びその関係者など		TEL : 090-1552-1477 (平日 9 : 00～17 : 00)
9				○	仙台市市民相談【人権相談】	各区役所において、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別等、偏見やいじめについての相談を人権擁護委員が行っています。	青葉区:第2・4水曜10～15時 宮城野区:第1・3木曜10～15時 若林区:第2・4木曜10～15時 太白区:第1・3火曜10～15時 泉区:第1・3水曜10～15時	・市民局広聴課 TEL : 022-214-6132 ・各区役所区民生活課 (最終ページ下部の連絡先参照)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
10	相談窓口		○	○	労働相談	新型コロナウイルス感染症の影響によるさまざまな労働に関する問題について、県民の方からの相談をお受けしています。	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	・宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL：022-299-8844 ・仙台労働基準監督署 TEL：022-299-9075 ・ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811 ・宮城県労働委員会事務局審査調整課 TEL：022-214-1450 (いずれも平日 8：30～17：15)
11	生活支援		○		海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)	厚生労働省と経済産業省では、国際的な人の往来が部分的・段階的に再開される中、ビジネス渡航者等が渡航先国の要請に応じた新型コロナウイルス検査証明を円滑に取得できるよう、ウイルス検査が可能な医療機関を検索・比較・オンライン予約ができるサービスを無償で提供しています。ビジネス目的以外の渡航者もご利用いただけます。また日本人・在留外国人の方ともにご利用可能です。	TeCOTポータルサイトよりご利用ください。 https://www.tecot.go.jp/	TeCOTコールセンター渡航者等ナビダイヤル TEL：0570-039656 (IP電話等から：03-6830-8027) (受付時間 9：00～17：00)
12			○		子育て世帯生活支援給付金 (仮称)	新型コロナウイルス感染症による影響を受けている低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯の生活を支援するため、児童1人当たり5万円の給付金 (一時金) を支給します。 1. ひとり親世帯分 【対象者】下記①～③のいずれかに該当する方 ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方 ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方 ※児童扶養手当の支給制限限度額未満になっている方 ③新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満になっている方 2. 1以外の市民税非課税世帯分 現在、国において具体的な制度設計中です。	令和3年4月分の児童扶養手当を受給予定の方は、申請不要で、支給となります。支給時期については、調整中です。 その他の方については、申請が必要となりますが、申請受付開始日や申請期限、申請方法などは調整中です。	子供未来局子供保健福祉課 TEL：022-214-2134 厚生労働省 コールセンター TEL：0120-400-903 (平日 9：00～18：00)
13			○		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルスの影響により休業を求められた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金 (休業手当) を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。申請開始日は休業した期間の翌月初日です。 【対象者】 ①令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの間に事業主の指示を受けて休業 (休業手当の支払なし) した中小企業の労働者 申請期限：休業期間が令和3年1月～4月→令和3年7月31日まで ②令和2年4月1日から6月30日まで及び令和3年1月8日以降 (令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降→宮城県の場合は令和2年12月28日以降) に事業主の指示を受けて休業 (休業手当の支払なし) した大企業のシフト労働者等 申請期限：令和3年7月31日まで	郵送またはオンライン上で申請してください。 労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて (まとめて) 申請することも可能です。 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 (平日 8：30～20：00, 土日祝 8：30～17：15)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
14	生活支援		○		雇用保険の基本手当における給付日数の延長に関する特例	新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた方等について、雇用保険の基本手当における給付日数を原則60日（一部30日）延長する措置を講じています。	詳しくは、最寄りのハローワークへご相談ください。 参考：厚生労働省リーフレット「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について」 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655461.pdf	ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811
15			○		生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、休業等により生計を維持するために一時的に生活福祉資金の貸付が必要となる世帯の方々に對し、緊急小口資金の特例貸付を行います。 【償還免除について】 借受人及び世帯主が、令和3年度または令和4年度のいずれかが住民税非課税である場合、一括して償還免除となります。 《申請期限：令和3年6月末日まで》	詳しくは、仙台市社会福祉協議会へお問い合わせください。 参考：市ホームページ https://www.city.sendai.jp/chiiikifukushi/seikatuhukusi/sikintokurei/tokurei.html	仙台市社会福祉協議会 070-1398-1681／070-3105-3485 080-9190-5476／090-6088-4507 080-9190-2546／080-7998-2206 080-4478-5025／090-6071-5795 （平日 9：00～16：00）
16			○		生活福祉資金貸付制度における総合支援資金の特例貸付	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯の方々に對し、総合支援資金の特例貸付を行います。 【再貸付について】 令和3年6月末日までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯の方は、再貸付を利用できる場合があります。再貸付分は、借受人及び世帯主が、令和6年度が住民税非課税である場合、一括して償還免除となります。 《申請期限：令和3年6月末日まで》	※すでに「緊急小口資金特例貸付」を申し込み、貸付決定を受けた方が利用できます。 詳しくは、仙台市社会福祉協議会へお問い合わせください。 参考：市ホームページ https://www.city.sendai.jp/chiiikifukushi/seikatuhukusi/sikintokurei/tokurei.html	仙台市社会福祉協議会 070-1398-1681／070-3105-3485 080-9190-5476／090-6088-4507 080-9190-2546／080-7998-2206 080-4478-5025／090-6071-5795 （平日 9：00～16：00）
17				○	市営住宅の一時提供	新型コロナウイルスの影響により解雇され、社宅や寮（借上げ住宅や住宅手当対象の民間賃貸住宅居住者を含む）からの退去を余儀なくされた方を対象に、一時的に（原則6か月）市営住宅を提供します。	電話にて入居のご相談を受け付けます。	都市整備局市営住宅管理課 TEL：022-214-8331、8387
18				○	生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援	生活に困窮している方の相談にワンストップで対応する「仙台市生活自立・仕事相談センター『わんすてつぷ』」を開設しています。 生活面の相談や仕事探しなど、一人一人に合った支援プランを一緒に考え、課題の解決を目指します。どこに相談したらよいかわからない場合など、生活に困ったときは、まずご相談ください。	事前予約の上面談。 詳しくは、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてつぷ」へお問い合わせください。	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてつぷ」 TEL：022-395-8865 FAX：022-395-6268 メール：info-cw@personal-support.org （土日祝日・年末年始を除く 9：00～18：00）
19				○	住居確保給付金	離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保の支援を行います。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
20	生活支援			○	生活保護	家計を支えていた人が亡くなったり、何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合に、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早くご自身で生活を支えられるように支援します。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
21				○	高齢者の健康維持	市ホームページに、外出自粛による生活不活発を予防するための健康維持の工夫や体操のリーフレット・動画を掲載しています。	市ホームページよりご覧いただけます。 健康維持の工夫について⇒ https://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushiki/korenokata/covid-kaigoyobou.html 体操のリーフレット・動画について⇒ https://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushiki/korenokata/kaigoyobo/shiryo/taiso.html 詳しくは担当課へお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進課 TEL：022-214-8317
22				○	定期予防接種の特例制度	新型コロナウイルスの影響により、定期予防接種を決められた接種時期に受けることができなかった方について、接種時期を過ぎて接種した場合でも、特例的に定期予防接種として取り扱い、接種費用の補助などを行います。	詳しくは、感染症対策室もしくはお住まいの区の区役所・総合支所の予防接種担当課へお問い合わせください。	・健康福祉局感染症対策室 TEL：022-214-8452 ・各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
23		○			運転免許証の有効期限の延長措置等	新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。 ＜免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方＞ 更新期限の前に運転免許センターや警察署等に申出を行うことで、更新期限後3か月間、運転及び更新が可能になります。 【対象者】 免許証の更新期限が令和2年3月13日～令和3年6月30日までの間である方 ※この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続きを改めて受けていただく必要があります。 ＜免許証の更新期限が過ぎてしまった方＞ 更新期限までに更新手続きを行うことができず運転免許が失効した場合には、運転免許の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス感染症の影響により手続きを行うことが困難であると判断される状況が止んでから1か月以内であれば、学科試験・技能試験が免除され、運転免許の再取得が可能です。またこの場合、通常の再取得に必要な手数料が減額されます。	詳しくは、運転免許センターまでお問い合わせください。	宮城県運転免許センター TEL：022-373-3601

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
24	生活支援			○	就学援助制度	市立小・中学校及び仙台青陵中等教育学校（前期課程）に通学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学にお困りの方を援助します。 ※ 仙台市に住所を有し、国立、県立又は他市町村立小・中学校に通学している場合は、教育委員会学事課へご相談ください。 【対象】 年間総収入額等が基準額以下の世帯、児童扶養手当を受給している世帯、生活保護が停止・廃止された世帯など ※新型コロナウイルスの影響により収入が減少し基準額以下の場合も対象となります。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	教育局学事課 TEL：022-214-8861
25			○		高等教育の修学支援新制度	住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象に、授業料・入学金の免除、減額及び給付型奨学金の支給を受けられる支援を行います。収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。2020年度に申し込めなかった方、又は認定を受けられなかった方でも申し込みが可能です。 また、貸与型奨学金（無利子・有利子）を借りている方でも、新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります。 【家計急変】 通常、毎年春及び秋に奨学生の募集を行いますが、新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、要件を満たすことが確認されれば、随時奨学金の給付や授業料等の減免が受けられます。	2021年4月以降（学校ごとに異なります）、年2回春と秋に、在学中の大学等を通じて日本学生支援機構にお申し込みください。家計急変の場合は、その事由が発生したときから3か月以内のなるべく早い時期に、在学している学校に事前相談を行ってください。 このとき併せて、在学中の大学等に授業料等減免の申し込みを行います、その受付期間は学校によって異なります。 ※給付奨学金の対象校として国または自治体の確認を受けた大学等に在籍している方が対象です。 詳しくは、在学している大学・専門学校等の窓口又は日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：文部科学省ホームページ 「大学生の皆さんへ 学びたい気持ちを応援します」 https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html 日本学生支援機構ホームページ 「奨学金の制度（給付型）」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html 「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuh/en/coronavirus.html
26			○		緊急採用・応急採用（第一種奨学金・第二種奨学金）	現在の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病氣、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等または学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、一定の要件のもと奨学金の貸与を受けられます。 ※ 「短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校」に在学中の方が対象です。予約採用は本制度の対象外となりますので、現在高等学校に在学中の方は、緊急採用・応急採用に申し込むことはできません。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「緊急採用・応急採用」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
27	生活支援			○	奨学金の減額返還	災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方で、一定の要件に該当し、当初約束した分割納付の額を減額すれば返還可能である方を対象に、申請により毎月の返還額が減額されます。 1回の願出につき適用期間は12か月で、最長15年（180か月）まで延長可能です。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「減額返還」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/engaku/index.html
28				○	奨学金の返還期限猶予	災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を受けることができます。 審査により承認された期間については返還の必要がありません。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「返還期限猶予」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/uyoyo/index.html
29	公共料金			○	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方の支払い猶予など、納入に関するご相談に応じています。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	・青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター TEL：022-371-8830 ・宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター TEL：022-304-0023 ・井戸水や公設浄化槽をご利用の方 建設局業務課 TEL：022-214-8337
30				○	ガス料金の支払い相談	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方のご相談に応じます。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 （月曜日～金曜日 8：30～17：00）
31	税金			○	市税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった等の事情で、市税を納期限までに納めることが困難な方は、納税の猶予（換価の猶予、徴収の猶予）が認められる場合があります。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局北徴収課 ・青葉区にお住まいの方 TEL：022-214-8152 ・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-5027 ○財政局南徴収課 ・宮城野区、若林区にお住まいの方 TEL：022-214-8153 ・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8154 ○財政局徴収対策課 ・仙台市外にお住まいの方 TEL：022-214-8661

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
32	税金			○	個人市県民税の減免	新型コロナウイルスの影響等により所得が激減した方で、以下の要件をいずれも満たす方は、個人市県民税の減免を受けられる場合があります。 ・合計所得金額が600万円以下であること ・所得が前年に比べて7割以下となっていること ・生活が著しく困難であること	納期限までの申請が必要です。詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局市民税課 ・青葉区・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-8637 ・宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8638
33			○		国税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税の猶予を受けられる場合があります。 ※新型コロナ特法の成立・施行により創設された「特例猶予」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了しました。 ※ただし、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税で、その納期限までに申請書を提出できなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請が可能です。	詳しくは、居住地を管轄する税務署（徴収担当）へお問い合わせください。	・青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区にお住まいの方 仙台北税務署 TEL：022-222-8121 ・青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区にお住まいの方 仙台中税務署 TEL：022-783-7831 ・太白区にお住まいの方 仙台南税務署 TEL：022-306-8001 ※北税務署と中税務署の管轄区域については、下記URLよりご確認ください。 https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/location/besshi/sendai.htm#aoba2
34			○		県税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方は、申請により、県税の徴収猶予を受けられる場合があります。 ※地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の成立・施行により創設された新型コロナウイルス感染症に係る「徴収の猶予制度の特例」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了しました。 ※納期限までに申請できなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請が可能です。 ※特例の要件を満たさない場合でも、現行の猶予制度を利用できる場合があります。	詳しくは、居住地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。	・青葉区、宮城野区の一部及び若林区にお住まいの方 仙台中央県税事務所 TEL：022-715-0624 ・青葉区、宮城野区の一部（仙台中央県税事務所の管轄区域を除く）及び泉区にお住まいの方 仙台北県税事務所 TEL：022-275-9120 ・太白区にお住まいの方 仙台南県税事務所 TEL：022-248-2963 ※中央県税事務所、北県税事務所の管轄区域については下記URLよりご確認ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-tkenzei/kankatu.html
35	社会保障			○	国民健康保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和2年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和3年4月から令和4年3月までに納期限が到来する令和2年度分と令和3年度分の保険料が減免になります。	市ホームページから印刷した申請書（または保険料決定通知書に同封の申請書）に記入のうえ、添付書類と一緒に住まいの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
36				○	後期高齢者医療保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和2年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和3年4月から令和4年3月までに納期限が到来する令和2年度分と令和3年度分の保険料が減免になります。	市ホームページから印刷した申請書に記入のうえ、添付書類と一緒に住まいの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
37	社会保障		○		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な場合に、保険料の免除、納付猶予を受けることができる場合があります。	ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。 個人のお客様の相談は、全国どこの年金事務所でも受け付けています。	・ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004 (平日 8：30～19：00、第2土曜日 9：30～16：00) ・仙台北年金事務所 TEL：022-224-0891 ・仙台東年金事務所 TEL：022-257-6111 ・仙台南年金事務所 TEL：022-246-5111 平日 8：30～17：15 (時間延長、週末相談あり) 時間延長：週初の開所日 17：15～19：00 週末相談：第2土曜日 9：30～16：00
38				○	国民健康保険傷病手当金	国民健康保険の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和3年6月30日までのものが対象となります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒に住む区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
39				○	後期高齢者医療傷病手当金	後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和3年6月30日までのものが対象となります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒に住む区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
40				○	要介護認定期間の合算	一定の要件に当てはまる方を対象に要介護（要支援）認定の有効期間を6か月合算します。	お住まいの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
41				○	障害支援区分認定有効期間の延長	一定の要件に当てはまる方を対象に障害支援区分認定の有効期間を6か月延長します。	お住まいの区の区役所・総合支所の障害高齢担当課へお問い合わせください。	各区役所障害高齢課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
42	家庭学習支援			○	おうちでチャレンジ・ラボ 中学生向け理科学習動画 小学生向け理科学習動画	ご家庭でも簡単にできる実験・科学工作の紹介動画、小学生及び中学生向け家庭学習支援動画をYouTubeで公開しています。	仙台市科学館ホームページよりご覧いただけます。 http://www.kagakukan.sendai-c.ed.jp/	仙台市科学館 TEL：022-276-2201

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
43	家庭学習支援			○	子どもの家庭学習（食育）支援	家庭での学習支援、食育の一環として、お子様ひとりでも安全・簡単に調理ができる「子どもが作るレシピ」及び「キッチンで自由研究」をガス局ホームページで公開しています。	ガス局ホームページよりご覧いただけます。 子どもが作るレシピ⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/cat1/index.php キッチンで自由研究⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/ziyu/index.php	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 （月曜日～土曜日 8：30～17：00）
44	子育て支援			○	新生児臨時特別給付金	未来を担う子ども達の誕生をお祝いするとともに、新型コロナウイルス感染症による不安が続く厳しい環境の下での子育てを応援するため、新生児臨時特別給付金を支給します。 1. 支給対象児 令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、出生日時時点で仙台市に住民登録をした新生児 2. 支給対象者 支給対象児を監護し、生計が同一である母親（母親が申請できない場合は、支給対象児を監護し、生計が同一である父親などの保護者の方が代わりに申請することができます。） 3. 支給額 支給対象児1人につき5万円 4. 申請受付期限 令和3年5月31日（月）【必着】	対象者には、申請書と返信用封筒を順次送付します。申請書に必要な事項を記入の上、必要書類（申請者ご本人名義の通帳等の写し、申請者ご本人の身分証明書の写し）を添付して郵送で提出してください。審査の上、支給を決定した場合は、申請から1か月程度で口座に振り込みます。今後、出生届を提出される方への申請書等送付の目安は、出生届提出から1か月程度となります。また、申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。	子供未来局子供保健福祉課 TEL：022-214-2134
45				○	妊婦の方に向けた情報提供	新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱えている妊娠中の方などに向けた情報を集約し、市ホームページに掲載しています。	市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/202004_ninpu_coronataisaku.html 詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
46			○	○	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口	新型コロナウイルスの感染拡大により、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦の電話相談窓口を設置し、助産師が相談をお受けしています。 【対象者】 宮城県内在住の妊産婦及び宮城県内で里帰り分娩する妊産婦等	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口 TEL：090-1060-2232 （月曜日・水曜日・金曜日 13:00～19:00（祝休日・年末年始除く）、令和4年3月31日まで）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
47	子育て支援		○		不安を抱える妊婦の方への出産前新型コロナウイルス検査	新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える妊婦の方は、希望に応じて新型コロナウイルスの検査を無料で受けることができます。 【対象者】 宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方 ※里帰り分娩などのために宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方も対象となります。 ※検査を受ける週数は妊娠36週から38週頃を目安とします。 【実施期間】 令和4年3月31日まで 【手続き】 (1) 出産前新型コロナウイルス検査を希望していることを、宮城県内の出産を予定している分娩取扱施設の主治医に伝え、検査について説明を受けます。 (2) 検査の申し込みと予約を行います。	出産を予定している宮城県内の分娩取扱施設の産科主治医にご相談ください。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/ninpu_pcr.html	子供未来局子供保健福祉課 TEL：022-214-8189
48			○		不妊に悩む方への特定治療支援に係る年齢要件の緩和及び所得要件の取扱い変更	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定の不妊治療に要する費用の一部助成について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、要件を緩和します。 1. 令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合の時限的な年齢要件の緩和 ①対象者：治療期間初日の妻の年齢を「43歳未満」から「44歳未満」へ引き上げます。 ②通算助成回数：初回助成時の治療期間初日の妻の年齢を「40歳未満」から「41歳未満」へ引き上げます。（※通算6回まで助成可） 2. 新型コロナウイルスの影響に伴う所得要件の取扱い変更（令和2年12月31日までに終了した治療について申請する場合） ①夫婦の令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、前年・前々年の夫婦の所得の合計額に関わらず、助成対象となります。 ②新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合、夫婦の前々年の所得の合計額が730万円未満であれば、前々年の所得をもって助成対象となります。 ※令和3年1月に制度が改正され、令和3年1月1日以降に終了した治療について申請する場合は、所得制限がありません。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和3年4月1日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
49	子育て支援			○	仙台市母子・父子家庭医療費助成 新型コロナウイルス感染症による 特例措置 【支給要件】 ①令和2年10月1日以降において18歳になった年の年度末までの児童を扶養する、仙台市に住所があるひとり親の方で、各種健康保険組合に加入している方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少したことにより、令和2年2月以降の収入が、母子・父子医療費助成を受けている方と同じ水準となっているひとり親の方 ※扶養義務者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した場合も対象となります。 ※受給者および扶養義務者全員の収入が、母子・父子家庭医療費助成を受給している方と同じ水準となっている方が対象となります。 【助成期間】 令和2年10月1日～令和3年9月30日 ※令和2年10月1日以降に支給要件①に該当することになった場合は、助成期間は該当日からになります。 （30日過ぎて申請された場合は、原則として申請された月の1日から） ※令和3年9月30日以前に、婚姻等によりひとり親世帯でなくなった場合や市外転出した場合など、母子・父子家庭医療費助成の支給要件を満たさなくなったときは、支給資格喪失となります。	所得制限により令和2年10月1日以降の母子・父子家庭医療費助成を受給していないひとり親世帯のうち、下記の支給要件①、②のいずれにも該当する世帯について、申請により母子・父子家庭医療費助成の支給対象とします。 【支給要件】 ①令和2年10月1日以降において18歳になった年の年度末までの児童を扶養する、仙台市に住所があるひとり親の方で、各種健康保険組合に加入している方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少したことにより、令和2年2月以降の収入が、母子・父子医療費助成を受けている方と同じ水準となっているひとり親の方 ※扶養義務者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した場合も対象となります。 ※受給者および扶養義務者全員の収入が、母子・父子家庭医療費助成を受給している方と同じ水準となっている方が対象となります。 【助成期間】 令和2年10月1日～令和3年9月30日 ※令和2年10月1日以降に支給要件①に該当することになった場合は、助成期間は該当日からになります。 （30日過ぎて申請された場合は、原則として申請された月の1日から） ※令和3年9月30日以前に、婚姻等によりひとり親世帯でなくなった場合や市外転出した場合など、母子・父子家庭医療費助成の支給要件を満たさなくなったときは、支給資格喪失となります。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。 なお、申請書の様式等については、市ホームページに掲載しています。 申請書の提出先は、お住まいの区の区役所・総合支所です。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hitorioya/shiense/iryo.html	各区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

※各区役所・総合支所代表電話番号一覧

区役所・総合支所にお問い合わせの場合は、	下記までご連絡ください。
青葉区役所	022-225-7211 (代表)
宮城総合支所	022-392-2111 (代表)
宮城野区役所	022-291-2111 (代表)
若林区役所	022-282-1111 (代表)
太白区役所	022-247-1111 (代表)
秋保総合支所	022-399-2111 (代表)
泉区役所	022-372-3111 (代表)